

田彦中学区防犯パトロール隊規約

(名称及び事務局)

第1条 名称は、田彦中学区防犯パトロール隊と称し、事務局は、田彦中学区地域づくりの会事務局があたる。

(目的)

第2条 我々が住む田彦中学区から、防犯・事故及び災害をなくし、安全で安心して生活のできる街づくりを推進するため、青色防犯パトロールカーで地区内の巡回をする。

(隊員)

第3条 隊員は、青色防犯パトロール講習修了者及び趣旨に賛同するものをもって構成する。

(役員及び選出方法)

第4条 次の役員を置く（組織図は、別表1）。

- (1) 隊長 1名
 - (2) 副隊長 1名
 - (3) 班長 自治会から1名（自治会長または副自治会長）
- 2 隊長は、田彦中学区地域づくりの会地区委員長があたる。
 - 3 副隊長は、田彦中学区地域づくりの会地区副委員長があたる。

(役員任期)

第5条 役員任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員および事務局の職務)

第6条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 隊長は、隊を代表し隊の運営について責任を持つ。
- (2) 副隊長は、隊長を補佐し隊長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 班長は、隊の運営事項について審議し、事業執行にあたる。
- (4) 事務局は、会計処理及び隊の庶務にあたる。

(任務)

第7条 田彦中学区の平穏と安全を守るために必要な提言・助言

- 2 田彦中学区の平穏と安全を守るための環境改善、安全施設の整備、防犯設備の整備等に関する提言と要望
- 3 犯罪等の発生しやすい場所、施設の点検・診断

- 4 交番等や他関係機関，団体との連携
- 5 その他必要な活動

(巡回地区割り)

第8条 田彦中学区を次の5班にわけお互いが協力して任にあたるものとする。

- (1) A班 : 田彦東自治会
- (2) B班 : 田彦西自治会
- (3) C班 : 西大島自治会
- (4) D班 : 堂端自治会
- (5) E班 : 大島公園西自治会

(班の役割)

第9条 車両1台を担当班地区持ち回りとし，巡回員2名以上を確保する。

- 2 車両は，田彦中学区地域づくりの会管理のものを使用する。
- 3 運転者は，青色防犯パトロール講習修了者とする。
- 4 巡回路の確認と危険箇所の点検を重視しておくこと。
- 5 巡回後の記録を残すこと。
- 6 巡回中に第7条等に該当する事象等が見受けられたら班長へ連絡する。
- 7 班長は，必要に応じ自主防犯パトロールと連携をはかる。

(活動)

第10条 巡回活動週1回とし，5班が交代で行うものとする。

- 2 巡回日は，水曜日とし時間等は班毎に決定する。
- 3 警察署や市から防犯情報があり，隊長の巡回指示が出されたとき，活動を行う。

(活動場所)

第11条 田彦中学区全域とする。

(活動についての留意)

第12条 隊員は特別の権限を与えられたものではないので，一般私人とし行動が取れる範囲で活動すること。

- 2 不用意に犯人を逮捕したりしないこと。
- 3 反感をかわないように指導助言的な活動に配慮すること。
- 4 あいさつ「こんにちは・・・」等の声かけを大切にする。
- 5 問題が生じたときは『110番』に連絡すること。

(会議)

第13条 会議は，役員会及び活動報告会とする。

